

議事日程第4号

平成24年6月28日(木)

第1 継続審査事件の承認

第2 議案上程(議案第55号から第69号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1、第2は議事日程に同じ

第3 議案上程(議案第70号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程(議会案第30号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第5 継続審査事件の承認

出席議員(19人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
13番 古仲清紀	14番 土井文彦	15番 小松穂積
16番 中田謙三	17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長 江畑英悦

副事務局長 木元義博

主 査 湊 智 志
主 査 武 田 健 一

地方自治法第121条による出席者

市 長	渡 部 幸 男	副 市 長	伊 藤 正 孝
教 育 長	杉 本 俊 比 古	監 査 委 員	湊 忠 雄
総務企画部長	山 本 春 司	市民福祉部長	加 藤 透
産業建設部長	渡 辺 敏 秀	教 育 次 長	小 玉 一 克
企 業 局 長	佐 藤 稔	総務企画課長	原 田 良 作
海フェスタ推進室長	蓬 田 司	財 政 課 長	目 黒 重 光
税 務 課 長	杉 本 光	生活環境課長	齊 藤 豊
子育て支援課長	天 野 綾 子	福祉事務所長	鈴 木 金 誠
農林水産課長	佐 藤 喜 代 長	観光商工課長	松 橋 光 成
建 設 課 長	伊 藤 岩 男	下 水 道 課 長	千 田 俊 彦
若美総合支所長	大坂谷 栄 樹	病院事務局長	船 木 道 晴
会 計 管 理 者	石 川 静 子	学校教育課長	鈴 木 雅 彦
生涯学習課長	鎌 田 和 裕	監査事務局長	杉 山 武
農委事務局長	高 橋 郁 雄	企業局管理課長	船 木 吉 彰
選管事務局長	(総務企画課長併任)		

午後 2時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 継続審査事件の承認

○議長（吉田清孝君） 日程第1、継続審査事件の承認を議題といたします。

請願第5号、常設のグラウンドゴルフ場の新設についての請願書は、教育厚生委員長から、会議規則第103条の規定により、なお審査を要するため、審査が終了するまで閉会中の継続審査にいたしたい旨、申し出があります。本件については、教育厚生委員長からの申し出のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、請願第5号については、教育厚生委員長の申し出のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第2 議案第55号から第69号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第2、議案第55号から第69号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。12番高野寛志君

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第55号男鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、本市が保有する個人情報の適切な取り扱いを目的として、診療録その他の診療に関する記録及び死者を本人とする個人情報の取り扱いに関し、必要な事項を定めるなど所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について当局から、今回の一部改正の主な内容としては、本市では自治体病院を運営していることから、市が保有する個人情報の中で診療録、いわゆるカルテの開示に関する項目を新たに追加したほか、死者を本人とする個人情報を一定の親族の方が開示請求できることとしたものである。また、本年4月1日の民法等の一部改正施行により、未成年者の後見人について、法人を選任できることとされたことに伴い、法定代理人が開示請求等をする手続きについて、所要の改正をするものであるとの説明があったのであります。

委員より、保有個人情報の開示請求状況について質疑があり、当局から、個人情報に関する開示請求は少ない状況であるが、平成21年度に男鹿みなと市民病院所管の外来診療記録に関する内容で1件、平成22年度に教育委員会所管の中学生の指導要録に関する内容で1件の開示請求があり、どちらも開示しているものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、市が保有する個人情報はこういったものがあるのかとの質疑があり、当局から、税関係では、課税、収納等に関するもの。福祉関係では、介護、障害認定、生活保護等に関するもの。教育関係では、小中学校の就学に関するものなど、このほかにも各部局にわたって広範多岐に保有しているものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第60号から64号までの財産の無償譲渡についてであります。

本5議案は、市有財産のうち、旧わかみふれあい創明館及び同横長根分館を小深見町内会に、旧潟端地区集会施設を潟端町内会に、旧釜谷地地区集会施設を釜谷地町内会に、旧柳原地区集会施設を柳原町内会に、旧石田川原地区集会施設を石田川原町内会に、それぞれ無償譲渡するものであります。

本5議案とも、若美地区の市有旧集会施設を町内会へ無償譲渡するものであることから、一括上程、一括審査したものであります。

委員より、第1点として、無償譲渡する建物に係る土地について、私有地もあるとのことだが、将来、町内会と土地所有者との間に問題等が生じることはないのかとの質疑があり、当局から、旧わかみふれあい創明館横長根分館と旧石田川原集会施設の

土地が私有地となっているが、集会施設建設時に町内会を介して土地を確保した経緯もあり、今後の問題等は生じないものと考えているとの答弁があったのであります。

第2点として、若美地区には、老人の方々などのコミュニティ活動の場としての朋友館という施設が各地区に整備されており、町内会の地区集会施設と併設されている地区もある。今回の案件では、旧潟端地区集会施設が朋友館と併設されているが、これらの取り扱いはどのようになっているのかとの質疑があり、当局から、朋友館については、旧若美町からの補助により、町内会が事業主体となり整備し所有しているものである。今回無償譲渡する建物は、あくまでも市が所有する旧潟端地区集会施設の部分であり、朋友館部分は含まれていないものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本5議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。15番小松穂積君

【15番 小松穂積君 登壇】

○15番（小松穂積君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第56号男鹿市印鑑条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止により、外国人住民が住民基本台帳に記録されていることに伴い、所要の規定を整備するため、男鹿市印鑑条例、男鹿市出産祝金支給条例、男鹿市敬老祝金等支給条例及び男鹿市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第57号男鹿市教育研究所条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市教育研究所を男鹿市角間崎字家ノ下452番地に移転するため、本条例の一部を改正するものであります。

当局から、ジオパーク学習センターが若美庁舎内に開設されることに伴い、理科教育に重点的に取り組むため、旧船川第二小学校内に設置されている男鹿市教育研究所を若美庁舎内に移転するものであるとの説明があったのであります。

本案について委員より、教育研究所の必要性について質疑があり、当局から、本市の教育振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき教育研究所を設置しており、主な業務内容としては、学力調査等の分析、不登校や悩みを抱えている児童生徒、保護者からの相談、各小中学校からの問い合わせへの対応などを行っている。また、今年度は、ジオパーク学習センターの開設に伴い、来館者への案内や説明、小中学生の体験活動への支援も行うこととしており、これまで以上に業務範囲が広がることから、教育委員会としては教育研究所の設置は必要であると考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第65号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。

本議案は、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止により、外国人住民が住民基本台帳に記録されていることに伴い、条文の整理を行うため、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。5番三浦利通君

【5番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第58号男鹿総合運動公園多目的広場改修工事（造成）請負契約の締結について及び議案第59号男鹿総合運動公園多目的広場改修工事（人工芝）請負契約の締結についてであります。

本2件は、造成及び人工芝に係る工事請負について、本年5月29日に、造成工事については条件付き一般競争入札を、人工芝工事については指名競争入札を執行した結果、造成工事は、男鹿市船川港船川字海岸通り二号6番地2 株式会社沢木組・株式会社寒風特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社沢木組代表取締役 沢木則明が1億8千471万6千円で、人工芝工事は、秋田市川尻みよし町1番46号 日本

フィールドシステム株式会社東北支店秋田営業所所長 石井均が1億4千752万5千円で、それぞれ落札したので、本契約を締結するものであります。

本2議案は、男鹿総合運動公園多目的広場に関する契約であることから、一括上程、一括審査したものであります。

委員より、第1点として、分割契約とした考え方について質疑があり、当局から、本施設は日本サッカー協会公認施設を目指すもので、人工芝工事については専門性が伴うものである。このことから、専門業者が直接請け負うことで、きめ細かな施工が可能となるほか、工事完成後においても不具合などの瑕疵等へも十分に対応してもらえらることもあり、分割契約としたものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、指名業者選定のあり方について質疑があり、当局から、人工芝工事の指名業者選定に当たっては、日本体育施設協会屋外体育施設部会会員の中から、本市へ指名願いを提出し、かつ県内に営業所を有し営業活動を行っている事業所で、電子入札に対応できる7社を指名したもので、すべて専門業者となっているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本2議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番三浦桂寿君

【1番 三浦桂寿君 登壇】

○1番（三浦桂寿君） 予算特別委員会に付託されました議案第66号から第69号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る20日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみご報告申し上げます。

第1点として、船川南小学校避難口設置工事等の改修計画の内容について、さらに、男鹿南中学校施設改修工事費の減額補正に至った経緯等について。

第2点として、温泉熱を活用したハウス栽培における検証結果と、今後の事業推進の見通しとあわせ、資材等の活用について。

第3点として、男鹿なまはげロックフェスティバル実行委員会補助金を補正予算へ計上している理由とあわせ、その事業内容及び収支状況について。

第4点として、暴風被害に対する県・国からの支援及び補助額の見通しについて。

第5点として、男鹿東中学校屋内運動場建築工事の設計業務と発注内容及び予定価格とあわせ、低入札調査基準価格と落札価格における入札執行の状況について。

第6点として、海フェスタ実行委員会の補助金と事業内容、また、各種団体等が全県または全国の行事を開催する場合の補助金等の考え方について。

第7点として、なまはげ館増築リニューアルの工事内容及び里暮らし体験塾の整備後における指定管理料の考え方とおが地域振興公社の運営について。さらに、工事発注の時期と工期及び工事期間中における来館者への対応とあわせ、整備後の入館者数の見込みと、なまはげ伝導士の活用について。

第8点として、指定ごみ袋の料金改定に係る検討結果の経緯とあわせ、今後の料金改定に対する考え方について。

第9点として、市内観光拠点における草刈りの実施状況と今後の計画について。

第10点として、林業費における作業道改良工事の事業内容と今後の計画について。

第11点として、滝の頭貯水池整備事業における一般会計からの出資金の内容とあわせ、貯水池の規模及び工事内容と今後の余剰水の見通しを踏まえた大潟村との協議等についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第66号から第69号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第55号から第69号までを一括して採決いたします。

本15件に対する委員長の報告は可決であります。本15件は、各委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第55号から第69号までは、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝君) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第70号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議案第70号を上程

○議長(吉田清孝君) 日程第3、議案第70号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長(渡部幸男君) ただいま議題となりました、議案第70号人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員の大井みどり氏が本年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任として、浅野優氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田清孝君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員

会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第70号について採決いたします。浅野優氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第70号については異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝君) 次に、お諮りいたします。ただいま議会議案第30号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 議会議案第30号を上程

○議長(吉田清孝君) 日程第4、議会議案第30号基地対策予算の増額等を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の

説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第30号を採決いたします。本件については、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議会案第30号は原案のとおり可決されました。

基地対策予算の増額等を求める意見書

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。しかし、基地関係市町村は、長期に渡る景気低迷による地域経済の著しい疲弊や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい財政状況にある。こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成金)及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)が交付されている。

基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきた経緯がある。

また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において防衛省所管の基地周辺対策事業が実施されている。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成25年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
- 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲の拡大等の適用基準の更なる緩和を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月28日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 平田健二様
内閣総理大臣 野田佳彦様
総務大臣 川端達夫様
財務大臣 安住淳様
防衛大臣 森本敏様

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5 継続審査事件の承認

○議長（吉田清孝君） 日程第5、継続審査事件の承認を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第103条の規定により、所管事項の調査について、行政調査が終了するまで閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出の所管事項の調査は、行政調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて6月定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後 2時29分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 古 仲 清 紀

議 員 土 井 文 彦